

相談窓口一覧

総合相談

東京都犯罪お悩みなんでも相談

概要：あらゆる犯罪に関して、ご本人やそのご家族、支援機関からの相談を受け付けます。

連絡先：電話 03-6907-0511

※火・木・土曜日のみ 午前9時～午後5時

生活全般に関する相談

ぶらっとホーム世田谷

概要：「働きたくても働けない」「日常のお金の使い方を見直したい」など、生活全般にわたる困りごとの相談窓口です。

連絡先：電話 03-5431-5355 FAX 03-5431-5357

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前9時～午後5時

生活保護等に関する相談

総合支所保健福祉センター生活支援課

連絡先：世田谷 電話 03-5432-2846 FAX 03-5432-3034

北 沢 電話 03-6804-7386 FAX 03-6804-7994

玉 川 電話 03-3702-1734 FAX 03-3702-1520

砧 電話 03-3482-1390 FAX 03-5490-1139

烏 山 電話 03-3326-6112 FAX 03-3326-6169

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前8時30分～午後5時

就労に関する相談

三茶おしごとカフェ

概要：仕事探しでお困りの方のための就職サポートのほか、ハローワークの職業紹介窓口（ワークサポートせたがや）も併設されています。

連絡先：電話 03-3411-6604 FAX 03-3411-6690

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前9時～午後5時

世田谷区障害者就労支援センター

すきっぷ就労相談室（主に知的障害のある方）

連絡先：電話 03-3302-7927 FAX 03-3302-7925

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前8時30分～午後5時15分

しごとねっと（主に精神障害のある方）

連絡先：電話・FAX 03-3418-1432

※日曜日・祝日・年末年始を除く
午前9時30分～午後5時30分

ゆに（UNI）（主に発達障害のある方）

連絡先：電話 03-5797-2343 FAX 03-3708-4334

※日・月曜日・祝日・年末年始を除く
午前10時～午後5時30分

相談窓口一覧

住まいに関する相談

住まいサポートセンター

概要：高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者に対し、お部屋探しサポートや保証会社紹介制度など、住まいに関する相談やご案内をしています。

連絡先：電話 03-6379-1420 FAX 03-6379-4233

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前8時30分～午後5時

こころの不調や依存症に関する相談

総合支所保健福祉センター健康づくり課

連絡先：世田谷 電話 03-5432-2896 FAX 03-5432-3074

北 沢 電話 03-6804-9667 FAX 03-6804-9044

玉 川 電話 03-3702-1982 FAX 03-3705-9203

砧 電話 03-3483-3166 FAX 03-3483-3167

烏 山 電話 03-3308-8246 FAX 03-3308-3036

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前8時30分～午後5時

非行や児童虐待に関する相談

世田谷区児童相談所

連絡先：電話 03-6379-0697 FAX 03-6379-0698

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前8時30分～午後5時

更生保護や担い手に関する相談

世田谷区保護司会

連絡先：電話 03-6450-7285 FAX 03-6450-7295

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前10時～午後4時

東京保護観察所

連絡先：電話 03-3597-0120

※土・日曜日・祝日・年末年始を除く
午前9時～午後5時

その他

区の再犯防止に関する取組み

詳しくは区ホームページをご覧ください。



リスタ! NET

再犯防止に関するポータルサイト

お問い合わせ

世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課

電話 03-5432-2292 FAX 03-5432-3017

2026年（令和8年）3月発行

再出発を見守るまち せたがやをめざして

～再犯を防ぐために私たちができること～

地域の力で防げる犯罪や 非行があります



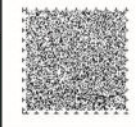
更生ペンギンの
サラちゃん



更生ペンギンの
ホゴちゃん

立ち直りたいと思っても、様々な要因で、
地域で孤立しやすい現実があるんだ。。。

立ち直りたいと思い
努力している人を支えることで、
安全・安心なまちをつくりましょう



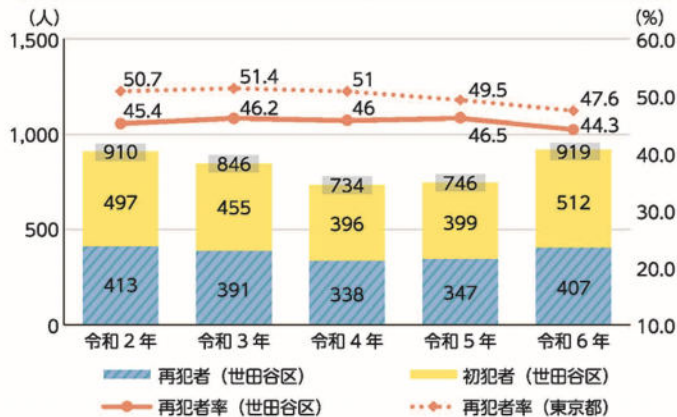
世田谷区

再犯を起こす人の数は？

なぜ再犯を起こしてしまうのか？

私たちにできること

世田谷区の状況



※出典：法務省矯正局提供資料。20歳以上の検挙者等のみで少年の検挙者は含まない。

犯罪件数の約**50%**が再犯によるものです。

世田谷区再犯防止推進計画

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、区は、令和6年3月に「世田谷区再犯防止推進計画」を策定しました。今後、関係機関や民間団体等と連携して再犯防止の取組みを総合的に推進し、犯罪をした人等の立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。



前科があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができない。
 →無職者は有職者に比べて再犯率が約3倍となっています。



身元保証人を得られず、適当な住居を確保できない。
 →住居が無いまま出所した人が刑務所に戻る割合は、住居を確保した人の約2倍となっています。



必要な福祉的支援が得られず、生活が立ち行かなくなる。
 →高齢者や障害がある人の場合、出所してから再犯までの期間が短いことが明らかとなっています。



新たな生活環境の中で、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまう。



適切な治療や相談支援を受けることができず、薬物依存症から回復ができない。



再犯防止に関する取組みは、区民にとって必ずしも身近なものではなく、理解や関心が得にくい。犯罪や非行をした人に対する偏見を持たれやすい。

立ち直りを支援する担い手になる

再犯防止の取組みは、様々な民間協力者により支えられています。これらの活動にご理解をいただくとともに、活動に興味のある方は、東京保護観察所(03-3597-0120)へお問い合わせください。

保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。地域の事情などをよく理解し、保護観察官と協働して、保護観察を受けている人に面接を通じた助言や指導を行い、受刑者等が社会復帰する環境への働きかけなども行っています。

更生保護女性会

更生保護女性会は、地域の犯罪予防活動や更生支援を行う女性のボランティアです。青少年の健全育成、地域の子育て支援など、地域と連携しながら活動しています。

協力雇用主

協力雇用主は、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。協力雇用主として犯罪をした人等の受け入れを行うには、保護観察所へ登録する必要があり、対象者を雇用した場合、奨励金等の助成金が支払われます。

“社会を明るくする運動”に参加する

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。7月の強調月間を中心に、駅頭広報活動や講演会、作文コンテスト等を実施しますので、ぜひご参加ください。



もっと知りたい方は…

世田谷区 社会を明るくする運動 検索